



◆ はじめに

東京都では「東京都福祉のまちづくり条例」を制定し、病院、飲食店、物販店など、多数の方が利用する施設について、「整備基準」を設け、高齢者や障害者を含めたすべての方が円滑に利用できるようにするための整備を推進しています。

そのうち、駐車場については、車いすを使用する方など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な方のために、通常の区画より幅が広く、建物の出入口やエレベーターホール等に近い障害者等用駐車区画の設置を整備基準で定めています。

床面積が一定規模以上の物販店、飲食店、サービス店舗、集会施設、宿泊施設などでは、新設・改修の際に障害者等用駐車区画の整備が義務づけられており、既存の施設も含めて、これまで整備が図られています。

しかし、健常者が駐車して利用できない、などの声があるため、東京都は平成24年に、障害者や高齢者などの駐車場利用者と、施設を管理する事業者に対してアンケート調査を実施しました。

その結果も踏まえて、当該駐車区画を必要としている方がより利用しやすい環境をつくるために、適正利用に向けた効果的な対策事例などをまとめました。

駐車場を設置・管理する事業者の皆様が、このガイドラインを参考に、心の通ったユニバーサルデザインのまちづくりの観点からも、適正利用の推進に役立ていただくことを願っています。

◆ 目次

第1章	ガイドラインの趣旨・使い方など	1
第2章	各施設における取組事例	5
取組1	区画の床面を目立つ色で塗装	5
取組2	利用対象者を明示した看板を設置	6
取組3	「思いやり駐車区画」の設置	7
取組4	誘導員や警備員による案内・巡回	9
取組5	利用対象者に許可証や利用証を交付	11
取組6	専用ゲートの設置	13
取組7	館内放送・ポスター等による周知	15
取組8	不適正利用車両への警告文書の貼付	16
◇	東京都における取組について	17
(参考)	障害者等用駐車区画の適正利用に関するアンケート調査の結果について	20

